三菱UFJ信託銀行株式会社

平成 28 年台風第 10 号による災害にかかる被災者の皆さまへのご対応について

このたびの平成 28 年台風第 10 号による災害により被害を受けられたお客さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、1 日も早い復興をお祈り申し上げます。

三菱UF J 信託銀行株式会社(取締役社長 池谷幹男)は、このたびの災害により災害救助 法が適用された地域の被災者の皆さまへの対応を、以下のとおりとさせていただきます。

- 1. お客さまのご預金のお取り扱いについて
 - (1)対象先 本災害による被害を受けたお客さま
 - (2) 主なお取扱内容
 - ①預金通帳、証書、お届出の印鑑等を失くされた場合でも、別途ご本人さまである ことを確認のうえ、お支払させていただきます。

(ご本人さまであることを確認できる資料をご持参ください)

- ②定期預金などの満期日前払戻しなどについてもご事情によりご相談に応じます。
- 2. 被災者の皆さまへのお貸出のお取り扱いについて 本災害による被害を受けた個人のお客さまへの支援として、状況に応じお客さまの便宜を 考慮した対応をさせて頂きます。当社窓口までご相談ください。
- 3. お問い合わせ先

三菱UF J 信託銀行 札幌支店 (011-261-1211) 仙台支店 (022-262-8111)

以上